

参考資料

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱（平成23年告示第105号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、障がい者の地域における生活の支援を図るため、グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。以下同じ。）の施設整備に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p><u>（交付の条件）</u></p> <p>第5条の2 <u>規則第5条の規定により付する条件は、法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上である者について、当該施設整備により増加する利用定員の数に4分の1を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数が生じたときは、四捨五入する。ただし、その数が1未満のときは、1とする。）以上の者を、当該施設整備による施設の開所後3年間、常時入居させるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、障がい者の地域における生活の支援を図るため、グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。以下同じ。）の施設整備に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p>